令和８年（フ）第５０１号
愛知県西尾市山下町多茂ノ木89番地
債務者　ジャッジこと訪問医療マッサージＫＥｉＲＯＷこと　遠山　秀夫
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　賢一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午後１時45分
5　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第６７８号
栃木県宇都宮市緑３丁目31番７号
債務者　篠崎　　弘
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊田　　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午後２時
5　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１６２２号
北海道江別市野幌住吉町25番地の34
債務者　田村　吉則
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６８９号
札幌市東区北19条東17丁目３番28―101号
債務者　木戸　博文
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７１９号
札幌市南区北ノ沢1897番地54
債務者　橋向　紘矢
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７３１号
札幌市中央区北３条西12丁目２番地１　札幌パークマンション405号
債務者　菊地　睦昭
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７４８号
札幌市西区八軒７条西４丁目１番16―307号
債務者　福原　　隆
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８０７号
札幌市西区西野８条３丁目４番60号　メゾンエミール203号
債務者　山本　裕美
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８１２号
札幌市東区北43条東16丁目４番14―401号
債務者　岡野　美香（旧姓太田）
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８２５号
札幌市白石区南郷通１丁目北２番32―612号
債務者　石上　静司
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８３８号
札幌市北区北23条西５丁目２番21―912号
債務者　大原　雄司
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８５０号
札幌市東区伏古11条２丁目10番12―203号
債務者　谷本　智一
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９３１号
札幌市西区西野１条１丁目８番10号　ガーデンコート西野102号
債務者　小熊千惠子
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９５号
北海道夕張郡長沼町西２線北４番地
債務者　岡田　和也
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和８年（フ）第２１６号
釧路市愛国東３丁目17番20号
債務者　波切　文香
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２２０号
釧路市文苑１丁目29番13号　シティーガーデン101
債務者　政木　　誠
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５２号
岩手県久慈市長内町第12地割41番地３　佐々木アパート２号室
債務者　岡本　裕希
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
盛岡地方裁判所二戸支部